

平成21年第四回練馬区議会定例会
提出議案一覧表

基本構想

条例・・・・・・・・ 6件（一部改正6件）

道路認定・・・・ 5件

その他・・・・ 6件（指定管理者の指定5件、訴えの提起1件）

No.	議案番号	件名および内容説明	施行日等
1	118	練馬区基本構想 練馬区基本構想の策定に当たり、地方自治法第281条第3項において準用する同法第2条第4項の規定に基づき議決を求める。	
2	119	練馬区立区民農園条例の一部を改正する条例 区民農園1か所を廃止する。 大泉学園町一丁目区民農園：練馬区大泉学園町一丁目33番	平成22年2月1日
3	120	練馬区立地域集会所条例の一部を改正する条例 地域集会施設を更にわかりやすく、使いやすくするための機能統一化実施計画に基づき、つぎのとおり改正を行う。 1 平成22年4月からの地域集会所の施設の利用単位を1時間単位に改めるとともに、施設の使用料を規定する。 2 17か所の地域集会所の開館日を拡大し、全地域集会所の開館日を統一する。	1 公布の日 2 平成22年4月1日
4	121	練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例 1 学童クラブ4か所を新設する。 高松小学童クラブ：練馬区高松三丁目16番1号 田柄第二小学童クラブ：練馬区田柄一丁目5番27号 富士見台小第二学童クラブ：練馬区富士見台四丁目16番10号 関町小学童クラブ：練馬区関町北三丁目23番34号 2 新設する4か所を含む6か所の学童クラブについて保育および指導時間を延長する。	平成22年4月1日
5	122	練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例 子ども家庭支援センター2か所を新設する。 1 貫井子ども家庭支援センター：練馬区貫井三丁目25番15号 2 大泉子ども家庭支援センター：練馬区東大泉五丁目35番1号	1 平成22年1月15日 2 平成22年5月1日
6	123	練馬区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 上石神井四丁目地区地区計画区域における建築制限を定める。	平成22年1月1日

No.	議案番号	件 名 お よ び 内 容 説 明	施 行 日 等
7	1 2 4	<p>練馬区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例</p> <p>1 自転車駐車場1か所を新設する。 石神井公園駅北第三自転車駐車場：練馬区石神井町二丁目8番23号</p> <p>2 石神井公園駅北第三自転車駐車場においては時間を単位とした利用形態とするため、区分を設けるとともに、時間利用をする場合の使用料を規定する。</p>	平成22年4月1日
8	1 2 5 ↳ 1 2 9	<p>特別区道路線の認定について（5件）</p> <p>道路法第8条第1項の規定に基づく特別区道路線の認定を行うに当たり、同条第2項の規定に基づき議決を求める。</p>	
9	1 3 0	<p>指定管理者の指定について（練馬区立大泉障害者地域生活支援センター）</p> <p>地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うに当たり、同条第6項の規定に基づき議決を求める。</p> <p>〔指定管理者となる団体〕 未定 〔指定の期間〕 未定</p>	
10	1 3 1	<p>指定管理者の指定について（練馬区立障害者地域活動支援センター）</p> <p>地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うに当たり、同条第6項の規定に基づき議決を求める。</p> <p>〔指定管理者となる団体〕 未定 〔指定の期間〕 未定</p>	
11	1 3 2	<p>指定管理者の指定について（練馬区立谷原あおぞら学童クラブ）</p> <p>地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うに当たり、同条第6項の規定に基づき議決を求める。</p> <p>〔指定管理者となる団体〕 未定 〔指定の期間〕 未定</p>	
12	1 3 3	<p>指定管理者の指定について（練馬区営豊玉北六丁目アパート）</p> <p>地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うに当たり、同条第6項の規定に基づき議決を求める。</p> <p>〔指定管理者となる団体〕 未定 〔指定の期間〕 未定</p>	
13	1 3 4	<p>指定管理者の指定について（練馬区立早宮第四自転車駐車場）</p> <p>地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うに当たり、同条第6項の規定に基づき議決を求める。</p> <p>〔指定管理者となる団体〕 未定 〔指定の期間〕 未定</p>	
14	1 3 5	<p>補助金返還請求に関する訴えの提起について</p> <p>精神障害回復途上者への通所訓練事業を行う事業者に対する補助金返還請求に関する訴えの提起に当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議決を求める。</p>	